

昭和四十七年法律第五十二号

公害等調整委員会設置法

(目的)

第一条 この法律は、公害等調整委員会の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

(設置)

国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項の規定に基づいて、総務省の外局として、公害等調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第三条 委員会は、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るとともに、鉱業、林業その他の産利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るほか、土地その他の物又は地上権その他の権利の収用又は使用に関する手続に寄与することを任務とする。

第四条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公害に係る紛争のあつせん、調停、仲裁及び裁定に関すること。

二 鉱区禁止地域の指定に関すること。

三 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）その他の法律及び鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）の定めるところにより不服の裁判を行うこと。

四 土地收回法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十七条第二項又は第二百三十三条第一項の意見を述べること。

五 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

（職権の行使）

第六条 委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)

第七条 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

(会議)

第十二条 委員会は、委員長が招集する。

(事務局)

第十九条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

準用する。

4 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

5 第十一条第一項の規定は、専門委員について準用する。

附 則 拷

第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 第四条第一号の規定中裁定に係る部分及び附則第十一条による改正後の公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八号）の規定中裁定に係る部分は、この法律の施行の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から適用する。

（委員長又は委員の任命のための必要な行為に関する経過措置）

第三条 第七条第一項の規定による委員会の委員長又は委員の任命のために必要な行為は、同条の規定の例により、この法律の施行前ににおいても、行なうことができる。

（土地調整委員会規則による経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に効力を有する土地調整委員会規則は、この法律の施行後は、公害等調整委員会規則としての効力を有するものとする。

（中央委員会等がした処分に対する不服申立てに関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にこの法律による改訂前の公害紛争処理法の規定による中央委員会、審査会等又は連合審査会（次条及び附則第十四条において「中央委員会等」と総称する。）がした処分に対する不服申立てについては、この法律による改正後の公害紛争処理法第四十六条の二の規定にかかるらず、なお從前

の例による。

第六条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

（国会に対する報告）

第七条 委員会は、専門の事項を調査させるた

め、専門委員三十人以内を置くことができる。

（専門委員）

第八条 委員会は、委員会の申出に基づいて総務大臣が任命する。

（専門委員）

第九条 委員会は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（専門委員）

第十条 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（委員長及び委員の服務等）

第十一条 委員長及び委員は、委員長又は委員が前条各号の一に該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

（罷免）

第十二条 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（委員長及び委員の服務等）

第十三条 委員会は、必要があると認めるときには、関係行政機関に対し、資料の提出、意見の開陳、技術的知識の提供その他必要な協力を求めることができる。

（調査の委託）

第十四条 委員会は、必要があると認めるときには、公聴会を開いて、広く一般の意見を聴くことができる。

（公聴会）

第十五条 委員会は、必要があると認めるときには、公聴会を開いて、広く一般の意見を聴くことができる。

（資料提出の要求等）

第十六条 委員会は、必要があると認めるときには、國の他の行政機関、地方公共団体、学校、試験研究所、事業者、事業者の団体又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託することができる。

（委員会に対する報告）

第十七条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

（国会に対する報告）

第十八条 委員会は、専門の事項を調査させるため、専門委員三十人以内を置くことができる。

（専門委員）

第十九条 委員会は、委員会の申出に基づいて総務大臣が任命する。

（専門委員）

第二十条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第二十一条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第二十二条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第二十三条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第二十四条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第二十五条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第二十六条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第二十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第二十八条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第二十九条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第三十条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第三十一条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第三十二条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第三十三条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第三十四条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第三十五条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第三十六条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第三十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第三十八条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第三十九条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第四十条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第四十一条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第四十二条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第四十三条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第四十四条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第四十五条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第四十六条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第四十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第四十八条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第四十九条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第五十条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第五十一条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第五十二条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第五十三条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第五十四条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第五十五条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第五十六条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第五十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第五十八条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第五十九条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第六十条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第六十一条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第六十二条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第六十三条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第六十四条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第六十五条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第六十六条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第六十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第六十八条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第六十九条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第七十条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第七十一条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第七十二条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第七十三条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第七十四条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第七十五条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第七十六条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第七十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第七十八条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第七十九条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第八十条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第八十一条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第八十二条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第八十三条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第八十四条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第八十五条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第八十六条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第八十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

（事務局）

第八十八条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

(代理人に関する経過措置)

**第十三条** この法律の施行の際現に中央委員会等に係属している調停又は仲裁の手続において代理人に選任されている者で、弁護士でないものは仲裁委員会の承認を得た者とみなす。**第十四条** この法律による改正後の公害紛争処理法第二十三条の二第一項の規定の適用に関しては、その者を同項の規定による調停委員会又は仲裁委員会の承認を得た者とみなす。(時効の中止等に関する経過措置)**第十五条** この法律の施行の際現に中央委員会等に係属している調停に関し当該調停の目的となつてゐる請求についてのこの法律による改正後の公害紛争処理法第三十六条の二の規定の適用に関しては、この法律の施行の時に、調停の申請がされたものとみなす。(土地調整委員会又は中央公害審査委員会がした处分等に関する経過措置)**第十六条** この法律の施行前にこの法律による改正前の法律の規定により土地調整委員会又は中央公害審査委員会がした処分その他の行為は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はこの法律による改正前の法律の相当規定により、公害等調整委員会がした処分その他の行為とみなす。**第十七条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め(罰則に関する経過措置)**第十八条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行については、なお従前の例による。中央公害審査委員会の委員長・委員又は専門調査員の職についた者がこの法律の施行後についた行為に対する罰則の適用についても、同様とする。**附 則 (昭和四九年六月一一日法律第八**  
**(施行期日) 一 号** 抄  
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超える範囲内において政令で定める日から施行する。**附 則 (昭和四九年六月一一日法律第八**  
**(施行期日) 四号** 抄**附 則 (昭和四九年六月一一日法律第八**  
**(施行期日) 五号** 抄  
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超える範囲内において政令で定める日から施行する。**附 則 (昭和五八年一二月二日法律第七**  
**八号)** 抄

1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに關し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

**附 則 (平成五年一一月一二日法律第八**  
**九号)** 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置)

**第二条** この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条の規定する聽聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきとの諮詢その他の求めがされた場合においては、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に關しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるわらず、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)  
**第十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

**第十四条** この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞・聴問若しくは聽聞会(不利益処分に係るものと除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。**第十五条** 附則第二条から前条までに定めるものと併せて、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。**附 則 (昭和五八年一二月二日法律第七**  
**二号)** 抄  
二 附則第十一条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

第三十条 第二条から前条までに規定するものと併せ、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

**附 則 (平成一年一二月八日法律第一**  
**一号)** 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

**第三条** 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。**第四条** 第八十一条の規定による労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十条、公害等調整委員会設置法第九条及び公害健康被害の補償等に関する法律第百十六条の改正規定**附 則 (平成一年一二月二日法律第一**  
**六〇号)** 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五十五条、第千三百六条、第千三百二十二条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

**附 則 (平成一年一二月二日法律第一**  
**六一号)** 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

**附 則 (昭和五八年一二月二日法律第七**  
**二号)** 抄  
一 略

第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

**第十二条** 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における

施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**附 則 (令和四年六月一七日法律第六**  
**二号)** 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

**附 則 (平成一二年五月一九日法律第七**  
**一号)** 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

**附 則 (平成一二年五月一九日法律第七**  
**二号)** 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五十五条、第千三百六条、第千三百二十二条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

**附 則 (平成一二年五月一九日法律第七**  
**三号)** 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日